

# 資料 4

## 会議の公開について（案）

### 1 傍聴

開催日時、会場を広報及びホームページで周知する。

傍聴希望者には電話で予約をしていただき、また当日会場で住所、氏名を記入していただく。定員 10 名になった時点で締め切る。

傍聴者には会議資料及び「意見記入用紙」を配布する。傍聴者の意見は次回の協議会で参考資料として配布する。但し、配布が困難な会議資料については、閲覧用を用意する。

会議の進行を妨げる者については、会長の了解のもと退出をお願いする。

会議の傍聴については 1 回目の会議で各委員の了解ののち、2 回目以降の会議から実施する。

### 2 会議録作成、閲覧

会議録を作成し、市政情報公開室、中央図書館で公開する。

会議録作成の手順

事務局から各委員へ会議録の送付（約 10 日）

修正の有無を、各委員より事務局へ連絡（約 7 日）

事務局で修正版を作成し、次回会議で確認（約 3 日）

公開

## 府中市次世代育成支援行動計画検討協議会の傍聴について

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 会場で、住所、氏名を記入されましたら、事務局がご案内しますので、指定された席におすわりください。
- 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他座長が会議進行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 3 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
  - (1) 発言、飲食をしない。
  - (2) みだりに席を離れたり、外部にでたりしない。
  - (3) 撮影、録音をしない。
- 4 これらのことに違反し、そのため、協議会の進行が妨害されると認められる場合は、退室していただくことがあります。



府中市附属機関等の会議の公開に関する規則 (平成13年3月28日規則第12号)

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市情報公開条例(平成12年9月府中市条例第27号。以下「条例」という。)第32条第2項の規定により、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。  
(会議開催の事前公表)

第2条 附属機関等は、会議を開催するに当たって、次の各号に掲げる事項を市広報等で事前公表するものとする。ただし、緊急に会議が開催されるときは、この限りでない。

- (1) 議題
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 公開・非公開の別
- (5) 傍聴を認める者の定員(会議を公開する場合に限る。)
- (6) 傍聴の申込方法(会議を公開する場合に限る。)
- (7) その他附属機関等が必要と認める事項  
(非公開の決定)

第3条 附属機関等は、当該附属機関等の会議の全部又は一部の非公開を決定することができる。  
(会議の傍聴等)

第4条 附属機関等の会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、附属機関等は、傍聴を認める者の定員を定めるものとする。

3 会議の傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とするものとする。ただし、附属機関等が必要と認めるときは、抽選によることができる。

4 附属機関等は、会議の公開に当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(会議資料の提供)

第5条 附属機関等の会議が公開されるときは、傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書等で

複写又は複製が困難なものについては、会場に備え、傍聴者の閲覧に供するものとする。

(会議録の作成)

第6条 附属機関等は、会議を開催した場合において、当該会議の会議録を作成しなければならない。

2 前項に規定する会議録には、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席した者の氏名
- (5) 議題
- (6) 公開・非公開の別
- (7) 非公開とした理由(会議を非公開とした場合に限る。)
- (8) 傍聴者の数(会議を公開した場合に限る。)
- (9) 発言の内容
- (10) その他附属機関等が必要と認める事項

(会議録の写しの閲覧)

第7条 附属機関等は、会議の会議録の確定後、会議録の写しを閲覧に供するものとする。

(会議の公開の状況報告等)

第8条 附属機関等は、毎年、会議の公開の状況について、会議の公開の状況に関する報告書(第1号様式)により、市長に報告するものとする。

2 市長は、毎年、附属機関等の会議の公開の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(抜粋)

(会議の公開)

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 他の法令等に特別の定めがある場合

(2) 不開示情報に該当する事項を審議する場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 前項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、府中市規則で定める。